

令和 3 年度
社会教育センター一年報
第 37 号



東大阪市立社会教育センター

はじめに

「令和」の時代、私たちの身の回りでは生活や環境が急激に変化し、終わりの見えないコロナ禍の中、人口の減少、少子高齢化への流れは依然として存在し、ICTの発展やリモートの機会が増加するなどの新しい技術や手法が導入される中、人との繋がり、絆、コミュニティの重要性が増し、温暖化などの影響で大規模自然災害や環境変化にも備えていくことが求められています。

そのような時代において、生涯学習の役割は、社会の中で自らを成長させ、人生を豊かにできるものであり、多くの市民がSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向けて積極的に取り組むなど、「第四次東大阪市生涯学習推進計画」に基づいた新しい時代の生涯学習を推進してまいります。

これまでも、社会教育センター・各公民分館及び分室は、「集い」「学び」「仲間づくり」の場であり、市民の生涯学習や地域社会の形成、地域文化の振興の身近な施設として長年活動を行ってまいりました。

その一方で、各公民分館及び分室とも老朽化が進み、補修が必要となる事象も増加しているなどの課題があり、運営面においても生涯学習の拠点としての機能に加え地域の家庭教育支援拠点としての機能なども公民館活動において求められており、若い世代の方々の施設の利用や事業への参加が少ないことも以前からの課題となっています。

生涯学習にとって厳しい時代ではありますが、市民の社会教育実践の場である「より快適な施設」、「より魅力のある施設」をめざし、社会教育センター及び各公民分館、公民分館分室は、生涯学習推進に取り組んでまいりますので、今後ともご指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

目 次

令和3年度事業報告

1. 東大阪市民講座	P 1
2. ふれあい勉強会	P 9
3. 人権市民講座	P 1 1
4. 識字学級	P 1 2
5. 社会教育関係団体に関する事業	P 1 3
6. 第32回東大阪市民文化芸術祭	P 1 7
7. 野外活動センター事業	P 1 8
8. 花園地域生涯学習ルーム	P 2 0
9. 生涯学習の場の提供事業	P 2 2
10. 公民館関係事業	P 2 7
11. 市民講座講師登録制度	P 3 2

参考資料

(1). 東大阪市立社会教育センター条例	P 1
(2). 東大阪市立社会教育センター条例施行規則	P 4
(3). 東大阪市立公民館運営審議会条例	P 8
(4). 東大阪市立野外活動センター条例	P 1 0
(5). 東大阪市立野外活動センター条例施行規則	P 1 4
(6). 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例	P 1 8
(7). 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則	P 2 1
(8). 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱	P 2 4
(9). 社会教育法(抜粋)	P 2 6

令和3年度事業報告

1. 東大阪市民講座

1. 概要

市民講座は社会教育センター及び各公民分館が住民の方々に学習の機会を提供するため、毎年度開催している事業です。市民ニーズに幅広く応え得るよう内容を検討し、社会教育センターでは「前期市民講座」「夏期市民講座」「後期市民講座」を中心に取り組んでいます。

令和3年度は、今の時代に求められる知識に関わる講座として「今さら聞けないスマホの基本」や「アロマセラピーを用いたストレスケア」、「民謡は声で描く風物詩」、「歴史探訪」といった伝統や人気に支えられた講座、また「夏期市民講座」では「親子アイデア工作教室」講座を開催いたしました。

また各公民分館においても、コロナ禍の下、工夫を凝らした講座を開設し、好評を博しました。

2月には、恒例の連携6大学公開講座を本市内にある4大学と近隣市にある2大学との協力のもと、「意外と楽しいまちなんです！～東大阪の歴史をふりかえり、みんなが希望の持てる都市へ～」を共通テーマに、各大学のもつ学風や特性を活かした講座を開催し、身近に大学の講座を経験していただきました。

今後も、社会教育センター及び公民分館、公民分館分室では、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という公民館機能を最大限に発揮し、生涯学習拠点、きっかけづくりの場として魅力のある「市民講座」の開設に取り組んでいきたいと考えています。

2. 講座

(1) 社会教育センター市民講座（前期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
今さら聞けないスマホの基本[午前の部]	4	6/23・30 7/7・14 (毎週水曜日)	便利な使い方や正しく知って安全にしよう！ 「基本から応用編まで」 午前の部：iPhone	15	17	52	社会教育センター
今さら聞けないスマホの基本[午後の部]	4		便利な使い方や正しく知って安全にしよう！ 「基本から応用編まで」 午後の部：Android	15	31	52	
骨盤矯正ヨガ	4	6/24 7/1・8・29 (毎回木曜日)	骨盤の歪みにより、腰痛や肩凝りなど様々な身体の不調が伴います。骨盤、股関節周りの筋肉をほぐし、正しい姿勢を保つ為の筋肉の強化を行います。また下半身のむくみや冷えに改善の期待もできます。ヨガの経験がない方でも受講して頂けます。	20	40	57	
知られざる東大阪の歴史～歴史と街かど～	4	6/22・29 7/6・13 (毎週火曜日)	古代より東大阪には多くの遺跡史跡があります。郷土の史実と対話しながら明日への生きる知恵を学びましょう。	40	34	117	
認知予防と日々の健康管理	4	6/23・30 7/7・14 (毎週水曜日)	現在、わが国では、その予備軍も合わせると認知症の方は850万人にもものぼり、今後高齢化が進むにつれ、認知症患者数がさらに膨らんでいくことは確実です。早期発見・治療が重要ですが、日頃から認知症についての意識を持ち、予防のために健康管理を行うことが必要であるか、お話をさせていただきます。	20	中止	-	

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
習字教室	3	7/3・17・31 (毎回土曜日) (6/19は新型コロナウイルスの影響に伴い中止)	初歩的な毛筆のお稽古をいたします。なかなか思うように書けないかもしれませんが、楽しい時間を過ごしたいです。最終日はうちわに書きます。	20	23	48	社会教育センター
椅子ヨガ教室	4	6/26 7/3・10・17 (毎週土曜日)	椅子を最大限に利用して体をほぐしていきます。椅子を使うことによって体への負担を少なくし、無理なく快適に筋肉の伸びを感じていただけます。ヨガというのは心を整えるものです。椅子ヨガを通じて心も体も気持ちよく整えていきましょう。	12	15	52	
はじめてのアウトドア	4	6/22・29 7/6・13 (毎週火曜日)	アウトドア初心者の方に、キャンプで使う道具の使い方や、知識技術を学んでもらいます。火を起こして暖を取る、お米を炊く、テントを張り寒さをしのぐなど、アウトドアでは当たり前な事が被災時にも大いに役立ちます。日常から解放されるキャンプの世界に来てみませんか？	20	中止	-	
死を見つめ、明日からを生きる	4	6/25 7/2・9・16 (毎週金曜日)	私たちの死亡率は100%です。どう対峙しますか。死を意識することで「限られたいのち」をより鮮明に意識して、人生を充実させるための時間になりたい。今までの人生の「棚卸」をしながら「自分自身を再発見」し、自己肯定感を高め、明日からの人生のエネルギーにしましょう。避けたいテーマですが、参加者と楽しく交流しながら、死を見ずえた人生を避けることなく見直すことができるといいですね。	20	中止	-	
			計	182	160	378	

(2) 社会教育センター市民講座（夏期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
親子アイデア 工作教室	1	7/25（日曜日）	夏休みの宿題にもオススメ！回すときれいな星のような模様が浮かびあがる「サブローごま」とビー玉で作る「オリジナル万華鏡」を作ってみませんか？	10組 20人	11組 27人	10組 23人	社会教育センター
			計	20	27	23	

(3) 社会教育センター市民講座（後期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
今さら聞けないスマホの基本[午前の部]	4	11/10・17・24 12/1 (毎週水曜日)	便利な使い方や正しく知って安全にしよう！ 「基本から応用編まで」 午前の部：iPhone	15	14	46	社会教育センター
今さら聞けないスマホの基本[午後の部]	4		便利な使い方や正しく知って安全にしよう！ 「基本から応用編まで」 午後の部：Android	15	57	53	
民謡は声で描く風物詩	4	11/5・19・26 12/3 (毎回金曜日)	日本の伝統芸能「民謡」を唄ってみませんか？「民謡は声で描く風物詩」全国津々浦々、唄いながら四季を楽しみませんか。大きな声でストレス解消・健康維持に効果抜群ですよ。 北の大地北海道編・東北みちのく編他	20	19	71	

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
姿勢改善ストレッチポール	4	11/9・16・30 12/7 (毎回火曜日)	ストレッチポールを使用し、背骨を中心に周辺の筋肉の緊張を取り除き、姿勢が整います。また、筋肉の収縮や癒着を解消し、筋肉のスムーズな動きと血流を取り戻せる『筋膜リリース』も行います。肩凝り、腰痛解消にも効果的で受講後は身体の軽さを感じていただけます。	15	42	48	社会教育センター
アロマテラピーを用いたストレスケア	4	11/10・17・24 12/1 (毎週水曜日)	一体ストレスって何？とストレスそのものの理解を深め、アロマがストレスケアにお勧めの理由と、日常に楽しみながら取り入れる方法を、実技も含めお伝えします。	25	22	58	
絵手紙でオンラインワンの年賀状	4	11/4・11・18 12/2 (毎回木曜日)	まず線の練習、色のせなど基本を学びます。その後、モチーフをよく見て、ぶっつけ本番で書き、言葉を入れます。この2022年は寅年。虎やダルマが「かいて描いて」とモデル目線です。にらめっこしながら、よく視てめでたく書きましょう。	25	18	55	
歴史探訪11	4	10/23 11/6・13・27 12/4 (毎回土曜日)	<p>■1回目 東大阪の史跡・旧跡、魅力再発見</p> <p>■2回目 神話のふるさと生駒西麓を巡る 石切劔箭神社上之社、勸成院、枚岡神社、河内廃寺跡、瓢箪山稻荷神社等</p> <p>■3回目 山辺の道を歩く 仏教伝来乃地碑、大神神社、兵主神社、景行天皇陵、桧原神社、黒塚古墳展示館等</p> <p>■5回目 なら町と春日大社 その栄華をさぐる 采女神社、春日大社、頭塔の森、なら町資料館、徳融寺、伝香寺、漢国神社等</p> <p>■4回目 「倭」から「日本」への画期、飛鳥にさぐる 鬼の俎板、亀石、石舞台、民俗資料館、天武・持統陵、中尾山古墳、高松塚壁画館等</p>	30	70	126	現地

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
はじめてのアウトドア体験	1	11/13 (土曜日)	都会の喧騒からはなれて、身近にある生駒山の自然を存分に感じる事の出来るフィールドで、さまざまな道具を使って、快適にアウトドアを楽しんでみましょう！ ご家族や、お友達同士、おひとりでも参加OK	20	18	17	野外活動センター
			計	165	260	474	

(4) 社会教育センター ロビーコンサート

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
新型コロナウイルスの影響に伴い中止							

(5) 東大阪市連携6大学公開講座

講座名	回数	開催時期	講師	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
A:河内から論語、そして渋沢栄一	1	2/1 (火曜日)	大阪経済法科大学 国際学部 教授 伍 躍 先生	80	50	39	男女共同参画センター イコラーム
B:インド美術とヒンドゥーの神々	1	2/2 (水曜日)	東大阪大学 こども学部 国際教養こども学科 講師 山本 緑 先生	80	46	33	
C:「子育て」終われば「孫育て」	1	2/3 (木曜日)	大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部 健康栄養学科 教授 教授 三善 陽子 先生	80	42	25	
D:大阪東部地域における産業都市形成～土地利用の変遷を中心に～	1	2/4 (金曜日)	大阪産業大学 デザイン工学部 建築・環境デザイン学科 准教授 松本 裕 先生	80	41	26	
E:遣唐使で海を渡った河内人	1	2/5 (土曜日)	近畿大学 文芸学部 教授 網 伸也 先生	80	57	40	
F:「かもしれない」東大阪～歴史の中に可能性と未来を探る～	1	2/6 (日曜日)	大阪商業大学 経済学部/大学院 地域政策学研究科 教授 石上 敏 先生	80	52	32	
計				480	288	195	

(6) 公民分館市民講座

No.	公民分館名	講座名	回数	募集 人数	受講者 延数
1	豊浦公民分館	書道教室	10	20	140
2	縄手南公民分館	太極拳	6	20	106
3	長瀬西公民分館	手づくり講座	10	10	102
4	長瀬東公民分館	ちぎり絵教室	5	15	68
5	上小阪公民分館	カラオケ教室	5	10	52
6	柏田公民分館	フラワーアレンジメント	2	20	46
7	大蓮公民分館	ちりめん手芸教室	4	20	85
計			42	115	599

3. まとめ

情報化社会と言われる今日、誰もが「いつでも、どこでも」学べる機会を得られるような取り組みが必要であり、講座開催の中でも参加者同士が交流を深めることが大切です。今年度の市民講座としましては、市民の学習ニーズに応え、社会教育センターにて19講座、公民分館・分室にて7講座、合計26講座を実施しました。

市民講座の概要

() 内は前年度数

担当館	講座数	受講者延数
社会教育センター	19 (13)	1,070 (968)
ロビーコンサート	0 (0)	0 (0)
公民分館・分室	7 (4)	599 (272)
合計	26 (17)	1,669 (1,240)

2. ふれあい勉強会

1. 概要

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、家庭や学校及び地域社会でたくましく生きることは、全ての保護者の願いでもあります。しかし、近年子どもたちを取り巻く社会環境の変化は著しく、日常生活の中での子育てについても、新たな課題が生じてきています。

昭和62年度より、市民講座の一環として「家庭教育学級」を実施してきましたが、地域社会の住人がより多くふれあうことを大切にしたいと考え、また、地域の生涯学習のニーズに応えるため、平成2年度より「ふれあい勉強会」と名付け、今日に至っています。

2. 実施の状況

本年度は、孔舎衙公民分館で開催いたしました。企画計画案をもとに講師を依頼し、テーマ・日時等を決めています。地域への周知の方法としては、講座ごとのチラシを各自治会に回覧しています。

また、講座については講師との連絡を密にし、内容の確認や必要に応じて資料等を準備しています。

3. 令和3年度講座内容

実施場所	講座名	日	回数	受講者 延数
孔舎衙公民分館	新型コロナウイルス感染防止の観点より中止			

4. 開催分館

平成2年度	・長堂	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成3年度	・長堂	・小阪	・盾津鴻池	・孔舎衛
平成4年度	・柏田	・小阪	・英田	・孔舎衛
平成5年度	・柏田	・小阪	・玉串	・孔舎衛
平成6年度	・柏田	・小阪	・孔舎衛	
平成7年度	・柏田	・小阪	・岩田	・孔舎衛
平成8年度	・楠根	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成9年度	・楠根	・菱屋西	・孔舎衛	
平成10年度	・楠根	・孔舎衛		
平成11年度	・長堂	・柏田	・孔舎衛	
平成12年度	・長堂	・盾津東	・孔舎衛	
平成13年度	・菱屋西	・孔舎衛		
平成14年度	・孔舎衛			
平成15年度	・長堂	・楠根	・荒川	・孔舎衛
平成16年度	・長堂	・孔舎衛		
平成17年度 ～ 令和2年度	・孔舎衛			
令和3年度	-			

5. 今後の課題

少子高齢化社会の中で、地域でのふれあいを大切にし、世代間の連携、交流を深める場にしていき、地域の活性化や街づくりにつながるような講座にしていきたいと思っています。

3. 人権市民講座

1. 概要

本講座は、本市総合計画基本構想の理念である「人権尊重に根差した市民都市の創造」の実現を図るため、“平和と人権”を柱に、基本的人権の大切さを浸透させ、あわせて、家庭・学校・地域の一体性の確保を目的としています。

経過として、昭和 60 年度（1985）から長瀬北公民分館で実施し、10 月の“公民館まつり”を主軸にプログラム化し、人権市民講座、人権教育講座、郷土史講座等を開催しています。人権啓発事業の一環として、関係行政部局、学校関係者等により、「人権啓発金岡中学校区運営委員会」を構成して運営に当たっています。事務局は社会教育センターが担当しています。

2. 今年度の取り組み

人権啓発金岡中学校区運営委員会と長瀬北公民分館運営委員会が連携を取りながら、講演会等、次のような事業を実施しました。

(1) 人権市民講座及び人権教育講座

回	日 時	テ ー マ	内 容	会 場	参加人数
1	中止	金中フェスティバル	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		
2	中止	公民館まつり	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		
3	中止	さくらまつり	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		

4. 識字学級

1. 概要

わが国では、学校教育の普及により識字率が大幅に引き上げられました。しかし一方、貧困や差別・戦争などのために文字を学ぶ機会を奪われた人々がおられます。文字を取り戻し、文字を通じて社会を知り、人生を考え、自分を活かして生きる力を養うため、識字活動が展開されています。

本市では、2つの地域でそれぞれ毎週火曜日及び水曜日に午後7時から、識字学級を開催しています。

2. 開催状況

(1) 講師数

	令和2年度	令和3年度
荒本識字学級	14人	15人
蛇草識字学級	9人	8人

(2) 学級生数

	令和2年度	令和3年度
荒本識字学級	14人	11人
蛇草識字学級	7人	7人

(3) 延べ出席人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
荒本	8	0	14	13	0	0	31	20	25	21	0	0	132
蛇草	6	0	7	12	0	13	25	25	14	21	0	0	123

毎週の学習のほかに、年に1回の一泊研修会[※]・東大阪識字連絡会交流会・識字展・識字デー市民の集い等の行事に参加しています。

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響に伴い実施せず

5. 社会教育関係団体に関する事業

1. 概要

東大阪市文化連盟をはじめ、社会教育関係団体の助成を行っています。

2. 東大阪市文化連盟

文化連盟は、市内の文化活動の中心となり、加盟 25 団体がそれぞれの文化活動を通じて、市民文化の発展と振興に寄与し、積極的に文化事業を推進しています。

[1] 第 55 回東大阪市民文化祭の開催

文化連盟加盟団体の主催による第 55 回東大阪市民文化祭は、8 月の「東大阪市詩舞連合会発表大会」から始まり、翌年 1 月の「東大阪市フラ協会発表会」まで市内各所で繰り広げられました。（開催日程は次頁のとおり）

[2] 第 55 回東大阪市文化連盟功労者表彰式典

と き 令和 3 年 11 月 3 日(火) 午前 10 時～

と ころ 東大阪市立社会教育センター

式 典 東大阪市文化連盟功労者 19 名

[3] 第 39 回東大阪市文化のつどい

新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止

[4] 研修

新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止

[5] 各種委員会・審議会への参加

社会教育委員の会議

公民館運営審議会

図書館協議会

体育館運営審議会

青少年問題協議会

社会福祉協議会

生涯学習市民推進会議

東大阪市民文化芸術審議会

美術センター運営懇談会

令和3年度 第55回東大阪市民文化祭等 開催日程表

種 目	開催期間	開催時間	開催場所
東大阪市詩舞連合会発表大会	8/8(日)	10:00～15:00	布施リージョンセンター 5階 夢広場 (多目的ホール)
第54回 秋季吟詠大会	9/25(土)	9:30～16:30	東大阪市文化創造館多目的室
第48回 東大阪市民川柳大会	9/26(日)	—	通信制による開催
東大阪市合唱連盟「第55回 合唱祭」	10/3(日)	12:30～17:00	東大阪市文化創造館大ホール
大正琴演奏会	10/9(土)	11:00～16:00	東大阪市文化創造館小ホール
第55回 東大阪市民文化祭 書道展	10/15(金)～17(日)	10:00～17:00 最終日は15:00まで	東大阪市民美術センター
第55回 日本民謡東大阪連合会文化祭	10/16(土)	10:00～17:00	男女共同参画センター イコーラム
東大阪市民俳句大会	10/31(日)	—	通信制による開催
「彩」絵手紙展	10/30(土)～31(日)	11:00～16:00 31日は 10:00～16:00	東大阪市文化創造館 エレベーター前ホール
第55回 東大阪市民文化祭参加 民踊・新舞踊大会	10/31(日)	11:00～17:00	東大阪市文化創造館小ホール
東大阪市クラシックバレエ協会発表会	10/31(日)	16:00～20:00	東大阪市文化創造館大ホール
第54回 秋季公募美術展	11/3(水)～7(日)	10:00～17:00 最終日は16:00まで	東大阪市民美術センター
自然の美 第62回 水石展	11/6(土)～7(日)	12:00～17:00	東大阪市立市民多目的センター 大会議室1
第55回 東大阪市民文化祭工芸展	11/19(金)～20(土)	9:00～17:00	東大阪市立社会教育センター
第19回 吟詠歌謡を楽しむ 大会	11/29(月)	12:30～16:00	東大阪市文化創造館多目的室
東大阪市フラ協会発表会	1/9(日)	13:00～16:00	男女共同参画センター イコーラム

東大阪市文化連盟(25 団体)

団 体 名	活 動 種 目
東 大 阪 市 素 義 幼 声 会	浄 瑠 璃
東 大 阪 三 曲 協 会	三 曲
東 大 阪 工 芸 協 会	美 術 工 芸
東 大 阪 市 美 術 協 会	美 術
東 大 阪 市 書 道 協 会	書 道
東 大 阪 市 民 俳 句 会	俳 句
東 大 阪 市 詩 吟 連 盟	詩 吟
東 大 阪 市 民 舞 協 会	民 踊
東 大 阪 市 合 唱 連 盟	合 唱
日 本 民 謡 東 大 阪 連 合 会	民 謡
石 燕 同 好 会	愛 石
東 大 阪 社 交 舞 踏 連 盟	社 交 ダ ン ス
川 柳 東 大 阪	川 柳
東 大 阪 市 茶 花 道 協 会	茶 花 道
東 大 阪 市 大 正 琴 協 会	大 正 琴
東 大 阪 市 詩 舞 連 合 会	詩 舞
も ん じ 文 化 愛 好 会	も ん じ
東 大 阪 市 吟 詠 歌 謡 連 盟	吟 詠 歌 謡
東 大 阪 市 フ ラ 協 会	フ ラ ダ ン ス
東 大 阪 市 吹 奏 楽 連 盟	吹 奏 楽
東 大 阪 市 折 り 鶴 の 会	折 り 紙
東 大 阪 市 絵 手 紙 彩	絵 手 紙
東 大 阪 日 本 舞 踊 を 楽 し む 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 日 本 舞 踊 協 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 ク ラ シ ッ ク バ レ エ 協 会	ク ラ シ ッ ク バ レ エ

3. 東大阪市地域婦人団体協議会

「東大阪市地域婦人団体協議会」は、「地域婦人会」の連絡調整並びに自主活動を促すと共に、婦人の地位向上を図り、地域社会の建設に資する目的で発足され、その活動を支援するため、東大阪市が活動補助金を支出している社会教育団体です。

昭和42年2月1日、布施、河内、枚岡の3市が合併して東大阪市が誕生した後、それぞれ三市で活動していた「地域婦人会」が集まり、「東大阪市地域婦人団体協議会」を発足させたものです。

「地域婦人会」は、年齢、職業、思想、政治的信条等を異にしながらも、「同一の地域の主婦である」ということを唯一の共通項として結ばれていた婦人団体で、住民と行政をつなぐ存在として、地域コミュニティの役割を担う社会教育団体の一つです。

「東大阪市地域婦人団体協議会」の発足当初は、市内の全地域で加入していたものの、脱会する「地域婦人会」が続出し、現在は、長堂、足代、小阪、大蓮、花園の5地区が加入しています。

また、令和2年12月に「会員調査」を実施したところ、1,000人を超えていた会員数が4分の1にまで会員数が減少し、高齢化が進むという課題を抱えています。

令和3年度の主な活動

開催日	研修名	講師
令和3年 7月13日(火)	「東大阪市第3次環境基本計画について」	東大阪市 環境部 環境企画課 道籟 康夫 氏
9月14日(火)	「東大阪市で起こりうる災害及びその対策について」	東大阪市 危機管理室 加地 雄気 氏 勝谷 篤 氏
10月12日(火)	「カラダは食べ物からできている ～人生100年時代のためのヒント～」	株式会社 明治 川西 祥子 氏
11月9日(火)	令和4年度の干支(トラ)の押絵づくり	文化教養部会員
11月18日(木)	筆ペンと年賀状づくり	文化教養部会員
12月4日(土)	「新型コロナウイルスについて」 「気候変動とエネルギー問題について」 「持続可能な社会について」	復興大臣政務官・内閣府大臣政務官 宗清 皇一 氏
令和4年 1月25日(火)	「落語家による講演会 ～おっとどっこい、女もやる!～」	落語家 露の都 氏
3月8日(火)	介護教室 体験談	地域包括支援センター レーベンズポルト職員
3月30日(水)	視察研修会 「京都市市民防災センター」	—

6. 第32回東大阪市民文化芸術祭

市民を対象に、公募により第32回東大阪市民文化芸術祭を令和4年3月18日(金)～20日(日)の3日間、東大阪市文化創造館で実施しました。

子どもからお年寄りまでの文化交流の場として、市民参加による実行委員会を構成し、市の委託事業として実施しました。

- 主 催 第32回東大阪市民文化芸術祭実行委員会
東大阪市・東大阪市教育委員会
- 共 催 PFI東大阪文化創造館(株)
- 開催場所 東大阪市文化創造館
- 開催日時 令和4年3月18日(金) 午前10時～午後5時
19日(土) //
20日(日) //

○ 開催概要

(1) 展示出品者数等

	団体数 (個人含む)	出品者数 (人)
絵 画 等	5	12
書 道・拓 本 等	8	56
文 芸 (俳句・川柳・短歌等)	3	35
手 芸	5	21
工 芸	5	24
写 真 等	7	62
そ の 他	9	76
陶 芸	23	285
合 計	65	571

(2) 舞台出演者数等

月 日	団体数 (個人含む)	出演者数 (人)
3月18日	32	289
3月19日	27	656
3月20日	28	316
合 計	87	1,261

(3) 鑑賞者数

月 日	鑑賞者数 (人)
3月18日	1,469
3月19日	3,228
3月20日	2,922
合 計	7,619

7. 野外活動センター事業(愛称「自由の森なるかわ」)

1. 概要

平成9年5月、生駒山系東大阪市六万寺町一丁目の府民の森なるかわ園南端(敷地約4ヘクタール)に、市民の自然保護意識の醸成と充実した余暇を過ごすために開設されました。

野外活動センター主催事業として、小・中学生を対象とした「アドベンチャーキャンプ」・「野外活動クラブ」や一般を対象とした日帰り「アーチェリークラブ」、「アウトドアクッキング」等を実施しています。

2. 施設について

(1) 宿泊施設

施設名	タイプ	数	仕様・設備等
バンガロー	12人用：和洋室 6人用：洋室 6人用：和室	1 2 1	4棟共通 ログハウス・野外デッキ付 トイレ・シャワー・キッチン・空調設備 寝具・調理用具・食器・冷蔵庫付
テント	8人用	15	テントデッキに常設 寝具・調理器具・食器付
フレッシュ エアテント	10人用	5	テントデッキに常設の大テント 寝具・調理器具・食器付

(2) 管理施設

施設名	主な構成	仕様・設備等
管理棟 I	研修室(大) 研修室(小) ロビー・事務室	各種研修会・講演会等に使用、椅子使用で約60人収容可能 木工等の工作、少人数の研修会に使用
管理棟 II	シャワー室 トイレ 倉庫 職員用仮眠室	宿泊利用者用男女別シャワーブース(各5ブース) 炊さん用具等キャンプ用具収納 職員仮眠室(5人×3室)・食事兼ミーティング室

(3) その他施設・工作物

施設名	数	仕様・設備等
炊事棟	2	テント・フレッシュエアテント各サイトに設備 かまど・流し台・調理用テーブル
トイレ棟	2	炊事棟と同じく各サイトに設置 男女別・障がい者対応
野外炉	10	自然石作りのバーベキューロストル 広場に接して設置
木製遊具	3	アリジゴク・ドラタタキ・谷川渡りの3種類

3. 利用状況について

野外活動センター利用者数(日帰り利用者含む)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H9	0	910	691	1,312	1,747	717	939	811	230	57	165	436	8,015
H10	584	1,363	706	1,518	2,048	752	645	1,206	330	152	222	316	9,842
H11	713	1,627	1,103	1,251	1,374	588	891	792	237	177	146	517	9,416
H12	554	1,161	529	1,188	1,638	714	596	652	352	136	170	331	8,021
H13	799	1,173	899	1,367	1,654	667	647	686	365	149	182	306	8,894
H14	482	1,318	638	1,030	1,786	672	790	900	331	159	87	237	8,430
H15	305	1,300	442	1,140	1,485	585	508	1,218	228	150	296	276	7,933
H16	416	1,353	370	1,921	1,542	684	591	691	325	273	172	256	8,594
H17	310	1,820	809	929	1,319	526	727	764	160	157	122	265	7,908
H18	201	1,396	793	881	1,935	595	537	615	308	211	166	330	7,968
H19	366	1,036	678	1,038	2,405	805	593	798	234	371	201	532	9,057
H20	305	1,351	404	1,143	2,203	638	691	661	313	375	190	1,264	9,538
H21	314	969	830	847	2,474	860	712	778	327	542	231	572	9,456
H22	361	1,469	523	917	1,904	658	943	626	382	300	437	764	9,284
H23	508	1,788	830	1,837	2,282	782	482	777	258	260	893	367	11,064
H24	503	1,220	599	963	2,547	701	723	727	324	333	524	854	10,018
H25	573	1,355	891	1,359	3,329	612	537	856	226	203	643	474	11,058
H26	426	1,493	644	1,309	2,623	858	766	766	202	220	912	732	10,951
H27	723	1,656	842	1,290	2,886	958	730	385	261	244	990	587	11,552
H28	347	1,416	510	1,384	2,366	594	1,256	1,073	206	188	792	563	10,695
H29	523	1,444	387	1,024	1,906	466	688	477	161	153	683	312	8,224
H30	138	995	365	412	1,423	515	1,282	452	206	422	772	460	7,442
R1	616	1,617	608	1,373	1,789	605	653	1,159	193	797	226	0	9,636
R2	0	65	384	696	1,185	809	603	286	305	181	304	574	5,392
R3	296	0	96	1,288	1,324	590	1,003	311	272	508	184	475	6,347

8. 花園地域生涯学習ルーム

1. 概要

花園地域生涯学習ルームは、地域の方々が健康で心豊かに過ごすための生涯学習の場として利用されています。誰もが気軽に利用できるよう、小学校の余裕教室を使い、「開かれた学校」として、地域の生涯学習の振興をめざしています。

2. 運営について

- ・名称 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム
- ・所在地 東大阪市花園本町二丁目7番41号(市立花園小学校内)
- ・施設 3室 ①交流室…地域のみなさんの交流の場
②和室…24畳の広々とした部屋
③洋室…多目的に利用できる部屋
- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 月・木曜日及び年末年始
- ・申込受付 1月単位で、月末日曜日に翌月の申込を受付
- ・管理運営 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会
- ・供用開始 平成9年9月23日

3. 事業効果と課題

地域に開かれた学校をめざして、自治会・学校・PTA・社会教育団体等の参加のもとに、平成9年9月より、自主的な「地域生涯学習ルーム管理運営委員会」が組織されました。供用開始以来、自主講座及び市民講座等も、管理運営委員会・自治会、そして女性部等の協力で運営され、学校の学習やPTA活動にも利用されています。

今後も学習ルームのPRや、講座の充実をめざし、利用の促進を図っていかねばなりません。

4. 利用状況

(1) 月別利用件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
地域	4	0	0	18	14	15	15	14	11	11	10	14	126
学校	0	0	0	0	1	9	0	1	1	1	0	3	16
合計	4	0	0	18	15	24	15	15	12	12	10	17	142

(2) 月別利用人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
地域	22	0	0	155	313	122	144	145	91	67	99	117	1,275
学校	0	0	0	0	20	211	0	32	10	50	0	88	411
合計	22	0	0	155	333	333	144	177	101	117	99	205	1,686

(3) 市民講座

① 「歴史講座（各駅停車のまち歩き）」

講師：佐藤 啓二 氏

回	月	日	テ	ー	マ	参加延人数
新型コロナウイルスの影響に伴い中止						

② 「健美操（体験講座）」

講師：清水 広絵 氏

回	月	日	テ	ー	マ	参加人数
新型コロナウイルスの影響に伴い中止						

9. 生涯学習の場の提供事業

1. 概要

市民に生涯学習の場を提供するため、中央館としての社会教育センターと、東・中・西の各地区に6・6・18公民分館および中・西の各地区に3・2公民分館分室を設けています。

なお令和3年度における社会教育センター及び公民分館（分室含む）の利用状況は次表のとおりです。

(1) 東地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔舎衙	94	1,591	580	6,080	6	67	12	155	13	72	186	1,112	891	9,077
豊浦	10	139	536	4,579	1	9	1	14	13	231	0	0	561	4,972
縄手	0	0	170	1,270	1	5	6	86	0	0	75	841	252	2,202
石切	3	15	671	4,934	0	0	67	609	157	820	0	0	898	6,378
縄手南	0	0	687	7,902	10	310	7	108	8	4,545	61	1,203	773	14,068
池島	36	226	233	1,470	0	0	0	0	0	0	10	115	279	1,811
東地区合計	143	1,971	2,877	26,235	18	391	93	972	191	5,668	332	3,271	3,654	38,508

(2) 中地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英田	1	8	465	8,450	0	0	5	99	9	67	16	172	496	8,796
(南分室)	0	0	234	1,677	0	0	0	0	2	1,160	0	0	236	2,837
(北分室)	0	0	262	2,092	8	322	18	279	5	91	98	1,014	391	3,798
盾津鴻池	1	7	674	5,950	6	64	100	1,674	4	1,961	105	992	890	10,648
(分室)	0	0	0	0	5	126	150	1,803	0	0	26	328	181	2,257
岩田	0	0	795	10,006	7	54	10	418	1	15	14	283	827	10,776
若江	0	0	431	4,044	0	0	14	327	18	211	5	81	468	4,663
玉串	2	35	428	3,786	0	0	41	913	0	0	2	32	473	4,766
盾津東	58	637	705	7,078	1	13	4	52	0	0	2	21	770	7,801
中地区合計	62	687	3,994	43,083	27	579	342	5,565	39	3,505	268	2,923	4,732	56,342

(3) 西地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒川	2	41	358	2,152	9	93	8	114	1	1,844	71	877	449	5,121
長堂	4	36	132	1,056	27	383	62	908	45	746	19	279	289	3,408
三ノ瀬	0	0	853	6,187	0	0	15	143	0	0	0	0	868	6,330
高井田東	11	228	334	3,488	6	59	13	180	2	16	5	87	371	4,058
森河内	0	0	474	4,901	36	391	66	1,141	0	0	65	866	641	7,299
菱屋西	3	99	534	3,382	14	233	36	626	0	0	37	593	624	4,933
(永和分室)	0	0	1,090	11,247	0	0	0	0	30	469	36	534	1,156	12,250
太平寺	0	0	220	2,133	4	45	10	279	22	282	19	250	275	2,989
高井田西	0	0	210	1,383	15	161	77	785	2	18	10	118	314	2,465
楠根	49	324	261	2,794	0	0	30	470	0	0	17	132	357	3,720
長瀬西	26	174	192	964	9	149	12	145	0	0	20	668	259	2,100
長瀬東	3	273	187	1,157	0	0	55	872	0	0	16	241	261	2,543
小阪	3	24	504	3,037	0	0	54	440	4	50	38	439	603	3,990
上小阪	22	189	220	1,697	5	29	5	91	6	1,154	46	495	304	3,655
意岐部	67	421	94	740	1	20	7	167	4	75	0	0	173	1,423
柏田	17	77	25	191	8	57	2	17	0	0	0	0	52	342
(分室)	21	441	101	715	2	59	14	191	2	10	22	358	162	1,774
弥刀	2	19	83	1,312	0	0	13	165	0	0	14	152	112	1,648
長瀬北	1	14	475	3,132	3	73	22	369	0	0	0	0	501	3,588
大蓮	5	123	1,369	14,201	0	0	13	610	3	36	0	0	1,390	14,970
西地区合計	236	2,483	7,716	65,869	139	1,752	514	7,713	121	4,700	435	6,089	9,161	88,606

(4) 社会教育センター月別利用状況

月	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	0	0	54	554	7	89	0	0	0	0	1	6	62	649
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	4	96	20	192	4	35	0	0	1	15	1	8	30	346
7	16	252	72	648	8	74	2	25	3	74	4	67	105	1,140
8	0	0	50	452	12	104	0	0	0	0	4	54	66	610
9	0	0	72	706	7	59	0	0	0	0	3	49	82	814
10	0	0	76	742	9	79	0	0	0	0	2	40	87	861
11	16	228	257	885	8	100	0	0	0	0	2	36	283	1,249
12	7	86	64	603	9	91	0	0	0	0	3	49	83	829
1	0	0	60	498	2	23	0	0	0	0	2	60	64	581
2	0	0	60	509	0	0	0	0	0	0	0	0	60	509
3	0	0	67	546	3	44	0	0	0	0	3	53	73	643
計	43	662	852	6,335	69	698	2	25	4	89	25	422	995	8,231

(5) 公民館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会	43	662	852	6,335	69	698	2	25	4	89	25	422	995	8,231
分	441	5,141	14,587	135,187	184	2,722	949	14,250	351	13,873	1,035	12,283	17,547	183,456
総計	484	5,803	15,439	141,522	253	3,420	951	14,275	355	13,962	1,060	12,705	18,542	191,687

(6) 年度別公民館・公民分館利用状況

(東地区分館)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔 舎 衙	1,470	23,369	957	9,660	891	9,077	-66	-583
豊 浦	800	14,052	592	5,654	561	4,972	-31	-682
縄 手	373	10,723	213	1,870	252	2,202	39	332
石 切	1,252	10,721	607	4,463	898	6,378	291	1,915
縄 手 南	1,013	33,009	779	9,401	773	14,068	-6	4,667
池 島	509	4,591	271	1,860	279	1,811	8	-49
合 計	5,417	96,465	3,419	32,908	3,654	38,508	235	5,600

(中地区分館)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英 田	614	11,646	474	9,274	496	8,796	22	-478
(南分室)	343	9,591	271	2,289	236	2,837	-35	548
(北分室)	410	8,363	377	3,662	391	3,798	14	136
盾 津 鴻 池	1,350	19,534	1,022	9,652	890	10,648	-132	996
(分室)	171	3,848	117	1,738	181	2,257	64	519
岩 田	1,194	20,831	754	10,214	827	10,776	73	562
若 江	595	8,807	545	4,381	468	4,663	-77	282
玉 串	859	12,355	416	4,389	473	4,766	57	377
盾 津 東	1,044	9,297	936	7,730	770	7,801	-166	71
合 計	6,580	104,272	4,912	53,329	4,732	56,342	-180	3,013

(西地区分館)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒川	775	23,880	504	3,535	449	5,121	-55	1,586
長堂	724	14,316	323	4,017	289	3,408	-34	-609
三ノ瀬	1,208	12,085	803	5,772	868	6,330	65	558
高井田東	505	7,278	387	3,999	371	4,058	-16	59
森河内	961	19,177	705	7,722	641	7,299	-64	-423
菱屋西	939	10,722	620	4,786	624	4,933	4	147
(永和分室)	1,606	19,896	1,243	13,464	1,156	12,250	-87	-1,214
太平寺	473	6,688	319	3,199	275	2,989	-44	-210
高井田西	465	11,367	317	2,642	314	2,465	-3	-177
楠根	548	13,036	326	3,534	357	3,720	31	186
長瀬西	574	8,589	197	1,187	259	2,100	62	913
長瀬東	444	7,450	290	2,443	261	2,543	-29	100
小阪	1,023	11,531	697	4,512	603	3,990	-94	-522
上小阪	450	11,572	311	2,560	304	3,655	-7	1,095
意岐部	226	2,328	171	1,453	173	1,423	2	-30
柏田	64	752	13	79	52	342	39	263
(分室)	371	7,239	133	1,369	162	1,774	29	405
弥刀	502	8,312	111	1,479	112	1,648	1	169
長瀬北	774	10,127	447	3,974	501	3,588	54	-386
大蓮	1,767	24,279	1,365	15,298	1,390	14,970	25	-328
(長瀬南分室)								
合計	14,399	230,624	9,282	87,024	9,161	88,606	-121	1,582

※大蓮公民分館長瀬南分室は大蓮公民分館との統合に伴い、平成31年3月31日をもって閉館。

(社会教育センター・公民分館)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会教育センター	1,489	35,087	1,047	8,461	995	8,231	-52	-230
公民分館計	26,396	431,361	17,613	173,261	17,547	183,456	-66	10,195
総合計	27,885	466,448	18,660	181,722	18,542	191,687	-118	9,965

10. 公民館関係事業

1. 東大阪市立公民館運営審議会

当審議会は、社会教育センター館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものとして設置されています。

(1) 審議会委員(令和3年度)

(敬称略)

氏名	所属等	備考
原口 武志	東大阪市立小学校長会	
北村 和久	東大阪市立中学校長会	
釋 香織	東大阪市立幼稚園・こども園長会	
山下 文夫	東大阪市体育連盟	
山田 朱美	東大阪市文化連盟	
清水 馨	東大阪市青少年指導員協議会	
大槻 勇輔	東大阪市PTA協議会	
喜多 文夫	東大阪少年補導協会	
金谷 好一	東大阪市立公民分館運営委員長協議会	
林 佐知子	東大阪市地域婦人団体協議会	
住山 仁美	(社)東大阪市社会福祉協議会	
大江 米次郎	大阪樟蔭女子大学名誉教授	
佐野 茂	大阪商業大学教授	

(2) 審議会開催状況

回	日 時	場 所	審 議 事 項 等
1	実施せず	-	-

2. 東大阪市立公民分館運営委員長協議会

当協議会は、東大阪市に設置された各公民分館の運営管理を円滑適正に推進するため、また、相互の連携を深め、もって東大阪市における公民分館活動の向上とその発展を期するために設置されています。

(1) 運営委員長名 (令和3年度)

(敬称略)

分館名	委員長名	分館名	委員長名
孔舎衙	清家忠洋	高井田東	井貝直喜
豊浦	中谷廣司	森河内	大森清
縄手	碓誠則	菱屋西	竹田宗彦
石切	田原広史	太平寺	山田稔
縄手南	大東文男	高井田西	塩川芳英
池島	大西喬	楠根	永井一之
英田	寺尾健一	長瀬西	義之利行
盾津鴻池	西田繁一	長瀬東	松浦隆
岩田	田中勝治	小阪	倉橋一平
若江	畑中檜雄	上小阪	北木忠嗣
玉串	西岡正規	意岐部	佐々木勲
盾津東	西川英儉	柏田	山内貞義
荒川	濱浩	弥刀	上田武司
長堂	茨木良和	長瀬北	島崎充
三ノ瀬	金谷好一	大蓮	沖村宏八郎

(2) 協議会開催状況

回	日時	場所	審議事項等
1	令和3年12月21日(月)	書面開催	①令和3年度事業計画及び予算(案) ②公民分館管理人永年功労者感謝状贈呈について ③今年度の東大阪市民文化芸術祭実行委員推薦者の決定方法について ④令和3年度研修会について

2	令和4年3月29日(火)	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年度事業報告及び令和4年度会計報告について ② 令和4年度業務委託契約事務について ③ 公民分館管理人永年功労者の推薦について ④ 各公民分館における消防用設備保守点検委託について ⑤ 連絡便通送業務について ⑥ 公民分館運営(貸館業務等)について
---	--------------	------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 公民分館文化祭・体育祭実施状況

(共催・協力等の事業を含む)

分館名	文化祭実施日	文化祭内容	体育祭実施日	体育祭内容
孔舎衙				
豊浦				
縄手				
石切				
縄手南				
池島				
英田				
盾津鴻池				
岩田				
若江				
玉串				
盾津東				
荒川				
長堂				
三ノ瀬				
高井田東				
森河内				
菱屋西				
菱屋西				
永和分室				
太平寺				
高井田西				
楠根				
長瀬西				
長瀬東	11月2日(火)~3日(水・祝)	作品展示・お茶席		
小阪				
上小阪				
意岐部				
柏田			12月5日(日)	グランドゴルフ
柏田分室				
弥刀				
長瀬北				
大蓮				

4. 公民分館案内

分館名	開設年	所在地	電話番号
孔舎衛公民分館	S61.3.31	日下町5-3-38	072-985-8791
豊浦公民分館	M10.11.11	豊浦町12-5	072-982-4371
縄手公民分館	S47.7.29	御幸町7-4	072-984-0142
石切公民分館	S59.9.23	北石切町1-7	072-984-1260
縄手南公民分館	H3.3.30	下六万寺町1-1-29	072-985-1690
池島公民分館	H18.1.5	池島町4-3-8	072-985-1123
英田公民分館	S54.3.31	吉田4-5-38	072-962-2572
(英田)北分室	H2.4.1	松原1-1-6	072-966-5731
(英田)南分室	S42.2.1	吉田1-5-27	072-961-1005
盾津鴻池公民分館	H2.7.24	鴻池町1-18-19	06-6746-0406
(盾津鴻池)分室	H2.4.1	東鴻池町5-4-1	072-966-5741
岩田公民分館	S42.7.28	岩田町5-10-13	072-962-5904
若江公民分館	S42.8.17	若江北町3-3-21	06-6722-6400
玉串公民分館	S56.3.31	玉串町西2-1-33	072-965-1927
盾津東公民分館	S57.3.31	川田2-27-28	072-965-6770
荒川公民分館	H10.10.5	荒川1-8-19	06-6721-3597
長堂公民分館	S58.3.31	長堂1-17-29	06-6781-2910
三ノ瀬公民分館	S62.1.25	三ノ瀬1-6-53	06-6721-8910
高井田東公民分館	S35.5.20	高井田元町1-18-2	06-6781-4763
森河内公民分館	S62.7.23	森河内東1-38-18	06-6781-2995
菱屋西公民分館	H6.4.26	菱屋西4-10-22	06-6721-9720
(菱屋西)永和分室	H30.4.2	永和2-15-25	06-6726-6403
太平寺公民分館	H2.3.31	太平寺2-9-32	06-6721-8951
高井田西公民分館	H1.7.15	高井田本通4-7-17	06-6781-3380
楠根公民分館	S56.7.31	稲田本町2-5-12	06-6744-3320
長瀬西公民分館	S60.3.31	柏田本町12-3	06-6721-2983
長瀬東公民分館	S55.3.31	大蓮東2-10-1	06-6721-2984
小阪公民分館	S59.8.25	下小阪1-16-1	06-6721-3468
上小阪公民分館	H4.10.28	上小阪3-15-24	06-6721-9681
意岐部公民分館	S47.8.1	御厨中2-3-24	06-6781-4667
柏田公民分館	S52.3.9	柏田西3-10-44	06-6720-7189
(柏田)分室	H2.4.1	柏田西3-9-2	06-6729-2341
弥刀公民分館	S54.3.31	近江堂1-13-20	06-6721-9682
長瀬北公民分館	S61.3.31	吉松2-13-28	06-6720-7489
大蓮公民分館	H31.4.1	大蓮南2-8-32	06-6729-2306

11. 市民講座講師登録制度(「まちのすぐれもの」)

1. 概要

高齢社会、生涯学習ニーズ多様化の時代である今日、市民の方々の中から多彩な特技や才能をお持ちの方に、生涯学習を指導していただくために、「市民講座講師登録制度」(まちのすぐれもの)が平成9年10月に発足しました。

2. 登録状況

文学、歴史、人権、語学、簿記、生花、書道、押し花、手芸、スポーツ、コーラス、絵画、体操、子育て、紙芝居、囲碁、手品、パソコン関連等、登録申請された方々の得意ジャンルは多岐にわたっており、令和3年度登録者数(2年毎に更新)は、延べ53人です。

3. 今後の課題

高齢社会のさらなる進行を踏まえて、高齢者の活躍の機会を創出するとともに、有為な人材を発掘し、市民講座の質の向上に努めていく必要があります。そのため、さらに積極的なPR方法を検討するとともに、近隣市町村との連携や情報システムの導入等が課題となっています。

市民講座講師登録制度
市立社会教育センター

まちのすぐれもの
大募集

生涯学習社会の実現のため、社会教育センターでは、市民の皆様の多彩な特技や資格を当センターが主催する市民講座などで活かしていただくこと「市民講座講師登録制度」を設けています。語学・音楽・スポーツ・パソコンなど、ジャンルは問いません。「私はこれなら教えられる」、「これを教えたい」と思っておられる方は是非登録して下さい。機会があれば、市民講座の講師を、又PTAやグループの指導などやってみませんか。・

※ グループ活動で講師を採っておられる方、一度ご相談下さい。(登録者はボランティアとして扱います)・

東大阪市民社会教育センター

TEL 06-6789-4100 FAX 06-6789-5212

參考資料

(1) 東大阪市立社会教育センター条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第6号

改正

平成3年6月24日条例第18号

平成25年3月31日条例第9号

平成27年3月31日条例第25号

平成31年3月29日条例第16号

(設置)

第1条 生涯教育の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、本市に社会教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立社会教育センター

位置 東大阪市長堂一丁目

2 社会教育センターに分館を設け、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 社会教育センターは、次の事業を行う。

(1) 社会教育活動に係る情報の収集、提供及び指導に関すること。

(2) 社会教育活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。

(3) 社会教育活動に係る講座及び学級に関すること。

(4) 視聴覚教育の振興に関すること。

(5) 社会教育関係の団体及び機関に関すること。

(6) 市民に生涯学習の場を提供すること。

(7) 前各号のほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 社会教育センター及び分館の施設及び別に定める設備等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付けることができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

(1) 社会教育法第23条に規定する行為をするおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(5) 管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を受けた者に対して使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条の使用許可の制限事由が発生したとき。

(原状回復)

第7条 使用の許可を受けた者は、使用を終わったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第8条 使用の許可を受けた者は、使用中に建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員)

第9条 社会教育センターに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則 (平成3年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による廃止前の東大阪市立公民館条例第3条第1項の許可で施行日以後の使用に係るものを受けた者については、施行日において、第1条の規定による改正後の東大阪市立社会教育センター条例第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則 (平成31年3月29日条例第16号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条第2項関係)

名称	位置
東大阪市立社会教育センター孔舎衛公民分館	東大阪市日下町五丁目
東大阪市立社会教育センター豊浦公民分館	東大阪市豊浦町
東大阪市立社会教育センター縄手公民分館	東大阪市御幸町
東大阪市立社会教育センター石切公民分館	東大阪市北石切町
東大阪市立社会教育センター縄手南公民分館	東大阪市下六万寺町一丁目
東大阪市立社会教育センター池島公民分館	東大阪市池島町四丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館	東大阪市鴻池町一丁目
東大阪市立社会教育センター岩田公民分館	東大阪市岩田町五丁目

東大阪市立社会教育センター若江公民分館	東大阪市若江北町三丁目
東大阪市立社会教育センター玉串公民分館	東大阪市玉串町西二丁目
東大阪市立社会教育センター盾津東公民分館	東大阪市川田二丁目
東大阪市立社会教育センター荒川公民分館	東大阪市荒川一丁目
東大阪市立社会教育センター長堂公民分館	東大阪市長堂一丁目
東大阪市立社会教育センター三ノ瀬公民分館	東大阪市三ノ瀬一丁目
東大阪市立社会教育センター高井田東公民分館	東大阪市高井田元町一丁目
東大阪市立社会教育センター森河内公民分館	東大阪市森河内東一丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館	東大阪市菱屋西四丁目
東大阪市立社会教育センター太平寺公民分館	東大阪市太平寺二丁目
東大阪市立社会教育センター高井田西公民分館	東大阪市高井田本通四丁目
東大阪市立社会教育センター楠根公民分館	東大阪市稲田本町二丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬西公民分館	東大阪市柏田本町
東大阪市立社会教育センター長瀬東公民分館	東大阪市大蓮東二丁目
東大阪市立社会教育センター小阪公民分館	東大阪市下小阪一丁目
東大阪市立社会教育センター上小阪公民分館	東大阪市上小阪三丁目
東大阪市立社会教育センター意岐部公民分館	東大阪市御厨中二丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター弥刀公民分館	東大阪市近江堂一丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬北公民分館	東大阪市吉松二丁目
東大阪市立社会教育センター大蓮公民分館	東大阪市大蓮南二丁目

(2) 東大阪市立社会教育センター条例施行規則

昭和58年5月14日東大阪市教育委員会規則第4号

改正

平成6年3月31日教育委員会規則第2号

平成20年3月31日教育委員会規則第10号

平成25年3月31日教育委員会規則第9号

平成26年1月16日教育委員会規則第1号

平成27年4月21日教育委員会規則第12号

平成30年3月20日教育委員会規則第7号

平成31年4月26日教育委員会規則第9号

令和3年10月1日教育委員会規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 社会教育センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 社会教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用予定日の3月前から3日前までに行わなければならない。ただし、教

育委員会が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

3 教育委員会は、使用の許可をしたときは、使用許可書を交付する。

(遵守事項)

第5条 使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用許可のない物件を使用しないこと。
- (3) 火災及び盗難に留意すること。
- (4) 使用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。
- (5) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

(実費徴収)

第6条 使用者が、電話、ガス、水道等を使用するときは、その実費を徴収することができる。

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をしたとき、又はするおそれがあるとき。
- (2) その他、管理上支障があると認めるとき。

(公民分館運営委員会)

第8条 公民分館に公民分館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の委員の定数は、30人以内とする。ただし、運営上必要があるときは、増員することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、公民分館ごとに、当該公民分館の所在する区域の中で各種団体の推せんその他の方法により選ばれた者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、公民分館の行なう各種事業の企画、実施について協力するものとする。

(分室)

第10条 公民分館に分室を設け名称及び位置は次のとおりとする。

(名称)	(位置)
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館分室	東大阪市東鴻池町五丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館南分室	東大阪市吉田一丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館北分室	東大阪市松原一丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館分室	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館永和分室	東大阪市永和二丁目

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日教委規則第9号)

1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例(平成25年東大阪市条例第9号)の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成26年1月16日教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月21日教委規則第12号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日教委規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第9号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(3) 東大阪市立公民館運営審議会条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第7号

改正

平成12年3月31日条例第5号

平成24年3月30日条例第4号

平成27年3月31日条例第25号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、東大阪市立社会教育センターに東大阪市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員の委嘱基準等)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の定数は、20人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号）の施行の日から施行する。

2 東大阪市立公民館条例（昭和42年東大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年3月31日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(4) 東大阪市立野外活動センター条例

平成8年12月18日東大阪市条例第28号

改正

平成17年7月25日条例第67号

平成25年3月31日条例第9号

平成25年7月31日条例第21号

令和3年6月30日条例第26号

(設置)

第1条 自然の中での野外活動を通じて、市民の自然保護意識の醸成及び青少年の健全育成を図るとともに、市民が充実した余暇を過ごすことができるようにするため、本市に野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立野外活動センター

位置 東大阪市六万寺町1丁目

2 センターに、愛称を付することができる。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 野外活動に係る指導及び相談に関すること。
- (2) 野外活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。
- (3) 自然環境に係る学習の機会を提供すること。
- (4) 野外活動の普及及び奨励に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用許可)

第4条 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、第13条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 使用の目的が、センターの設置の目的にそぐわないとき。
- (5) 管理上その他指定管理者においてセンターの使用について支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(センター内の禁止行為)

第7条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの敷地又は施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立入禁止地域に立ち入ること。
- (3) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (4) 指定された場所以外の場所で野営、たき火又は炊き火をすること。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙をすること。
- (6) 物品の販売をすること。
- (7) 植物及び岩石を採取すること。
- (8) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (9) 建物の壁、柱等にはり紙、釘打ち等をすること。
- (10) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入場の制限等)

第8条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(利用料金)

第9条 使用者は、指定管理者にセンターの施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、後納させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損害賠償)

第12条 使用者又はセンターの入場者は、センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) センターの使用の許可及び使用の許可の取消し等に関すること。
- (3) センターの入場の制限等に関すること。
- (4) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
(教育委員会が管理する場合の使用料等)

第16条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合であつて、教育委員会が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、別表に定める額(附属設備については、教育委員会が規則で定める額)の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第9条第1項及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平成9年教育委員会規則第2号で平成9年5月3日から施行)

附 則(平成17年7月25日条例第67号)

1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第14条を第23条とする改正規定及び第13条の次に9条を加える改正規定(第14条から第16条までの規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成18年教育委員会規則第1号で平成18年4月1日から施行)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の東大阪市立野外活動センター条例第4条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則(平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月31日条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。(平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行)

附 則(令和3年6月30日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の東大阪市立野外活動センター条例(以下「新条例」という。)別表に掲げる施設の使用に係る東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の許可並びに新条例第9条の規定による利用料金に係る手続及び第10条の規定による利用料金の還付並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第9条第1項の規定は、施行日以後の施設及び附属設備の使用について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日までの引き続いた施設及び附属設備の使用については、なお従前の例による。

別表（第4条第1項・第9条第2項・第16条第1項関係）

使用施設	単位	料金
バンガロー（12人用）	1棟 1泊	9,600円
バンガロー（6人用）	1棟 1泊	4,800円
テントサイト（フレッシュエアテント付き）	1区画 1泊	4,000円
テントサイト	1区画 1泊	3,000円
バーベキューサイト	1区画 1回	1,000円
研修室（大）	午前9時から午後9時まで	5,000円
	午前9時から正午まで	1,500円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
	午後6時から午後9時まで	1,500円
研修室（小）	午前9時から午後9時まで	2,000円
	午前9時から正午まで	600円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午後6時から午後9時まで	600円

(5) 東大阪市立野外活動センター条例施行規則

平成9年3月5日東大阪市教育委員会規則第3号

改正

平成14年3月22日教育委員会規則第6号
平成17年7月25日教育委員会規則第18号
平成18年2月17日教育委員会規則第3号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成25年7月31日教育委員会規則第12号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立野外活動センター条例（平成8年東大阪市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 東大阪市立野外活動センター（以下「センター」という。）の愛称は、自由の森なるかわとする。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項に規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の7日前までに、東大阪市立野外活動センター使用許可申請書（様式第1）を指定管理者に提供しなければならない。

2 使用許可の申請は、使用日の6月前（市外居住者にあつては3月前）から受理す

るものとする。

3 指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立野外活動センター使用許可書（様式第2。以下「使用許可書」という。）を交付する。

（使用期間の制限）

第5条 センターの使用期間は、引続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、この限りでない。

（バンガロー等の使用時間）

第6条 バンガロー、フレッシュエアテント及びテントの使用時間は、入所日の午後3時から退所日の午後2時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

（使用中止の届出）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用する必要がなくなったときは、速やかに指定管理者に東大阪市立野外活動センター使用中止届書（様式第3）を提出しなければならない。

（使用料）

第8条 条例第9条第2項に規定する附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第10条のただし書の規定による使用料を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1）天災その他不可抗力により使用することができなくなったとき 全額

（2）第7条の規定による届出を使用日の30日前までに行ったとき 5割相当額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立野外活動センター使用料還付請求書（様式第4）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（許可書の提示）

第10条 使用者は、センターの入所時に使用許可書を提示しなければならない。

(細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年5月3日から施行する。

附 則（平成14年3月22日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月25日教委規則第18号）

この規則は、東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第67号）の施行の日から施行する。ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定（第12条第2項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月17日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年7月31日教委規則第12号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第9号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備の区分	単位	料金	備考
野外炉（バーベキューロストル）	1 基 1 回	1,000円	
炊事用具	1 人 1 日	100円	宿泊施設に備え付けられているものは除く。
シーツ	1 枚	200円	
簡易ロストル	1 台 1 回	500円	
ランタン	1 台	300円	
石油ファンヒーター	1 台	300円	石油ファンヒーターの灯油タンク一杯分
コイン式シャワー	1 回	100円	シャワー室のシャワーに限る。
コイン式空調機	1 回	100円	

様式第 1（第 4 条第 1 項関係）・・・省略

様式第 2（第 4 条第 3 項関係）・・・省略

様式第 3（第 7 条関係）・・・省略

様式第 4（第 9 条第 2 項関係）・・・省略

(6) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例

平成9年7月4日東大阪市条例第24号

改正

平成17年7月25日条例第66号

平成25年3月31日条例第9号

平成25年7月31日条例第21号

(設置)

第1条 東大阪市立学校の余裕教室を活用して、地域の生涯学習活動の振興を図るため、本市に地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習ルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用許可)

第3条 生涯学習ルームを使用しようとする者は、あらかじめ、第9条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 生涯学習ルームの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(4) 使用の目的が、生涯学習ルームの設置の目的にそぐわないとき。

(5) 管理上その他指定管理者において生涯学習ルームの使用又は学校の運営に支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、使用の許可を取り消し、

又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、生涯学習ルームの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(設備の許可等)

第7条 使用者は、生涯学習ルームの使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、すべて使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、生涯学習ルームの使用が終わったとき、又は生涯学習ルームの使用の許可を取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者又は生涯学習ルームの入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 生涯学習ルームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、生涯学習ルームの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う生涯学習ルームの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習ルームの維持管理に関すること。

(2) 生涯学習ルームの使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成9年教委規則第12号で平成9年9月23日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第66号)

- 1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第10条を第19条とする改正規定及び第9条の次に9条を加える改正規定(第10条から第12条までの規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成18年教委規則第1号で平成18年4月1日から施行)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条及び第7条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。(平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行)

別表(第2条関係)

名称	位置
東大阪市立花園地域生涯学習ルーム	東大阪市花園本町2丁目

(7) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則

平成9年9月11日東大阪市教育委員会規則第13号

改正

平成17年7月25日教育委員会規則第17号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成25年7月31日教育委員会規則第12号
平成26年1月16日教育委員会規則第1号
令和3年10月1日教育委員会規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例（平成9年東大阪市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

名称	開館時間
花園地域生涯学習ルーム	午前9時から午後9時まで

2 生涯学習ルームの休館日は、次の表に掲げる日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
花園地域生涯学習ルーム	月曜日及び木曜日

(使用許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、地域生涯学習ルーム使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請は、使用の日の3月前までのものについては、受理しない。

3 生涯学習ルームの使用を許可したときは、地域生涯学習ルーム使用許可書を交付する。

(使用許可を受けた者の遵守事項)

第4条 使用の許可を受けた者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた施設又は設備以外のものを使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 生涯学習ルームへの入館者に対して次条に定める事項を守らせること。
- (6) 管理上の必要な指示に従うこと。

(生涯学習ルーム内の禁止行為)

第5条 生涯学習ルーム内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙すること。
- (2) 騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 館内を不潔にすること。
- (4) 管理上の指示に反する行為をすること。

(入館の制限等)

第6条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、生涯学習ルームへの入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

(様式)

第7条 この規則における書類の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年9月23日から施行する。

附 則 (平成17年7月25日教委規則第17号)

この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例(平成17年東大阪市条例第66号)の施行の日から施行する。ただし、第6条の次に2条を加える改正規定(第8条第2項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日教委規則第9号)

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年7月31日教委規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日教委規則第1号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(8) 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市民立社会教育センターが主催する市民講座(前期・後期)の講師を広く市民より募集し、もって生涯学習社会の実現の一助とすることを目的とする。

(講師候補者の登録)

第2条 社会教育センター館長は、生涯教育に理解と情熱をもち、かつすぐれた特技・教養等を有する者で、日常的に活動可能な者を本人の申請(別紙様式-1)により市民講座講師候補者として登録することができる。

(登録の対象及び範囲)

第3条 社会教育センター館長は、次の各号に定める要件を満たす者を講師候補者として登録し、登録者名簿に記載する。

(1)原則として本市に居住または通勤する者。

(2)年齢20才以上の者。

(登録の有効期間及び更新)

第4条 登録の有効期間は、原則として2年間とする。ただし、申請者本人の申し出により更新することができる。

(講師の採用)

第5条 社会教育センター館長は、講師候補者の中から社会教育センターが主催する市民講座の講師として採用することができる。

(講師の職務内容)

第6条 前条において採用された講師の職務は、当該講師の特技・教養等に基づいたもので、講演・実習指導等の学習形態をとるものとする。

(講師に対する報酬)

第7条 講師としての活動は原則として無償とする。ただし、予算の範囲内で一定の謝礼金を支払うことができる。

(講師としての活動中の事故に対する補償)

第8条 講師がその職務活動中に起こった事故等については、社会教育センターが

加入する傷害保険を適用するものとする。

(他の関係機関等との連携)

第9条 この制度の実施にあたっては、関係機関等と密接な連携を保つものとする。

また、「東大阪市生涯学習推進計画」の推進方策とも連携するものとする。

(情報の公開)

第10条 この制度に係わる情報は公開を原則とし、市内に存する生涯学習関連施設に提供することができる。ただし、個人のプライバシーに関することはこの限りではない。

(実施上の留意事項)

第11条 この制度は社会教育法に基づいて実施されるものであり、営利、宗教、政治等の関連が疑われることのないよう配慮されなければならない。

(実施細目)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、社会教育センター館長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年3月10日から施行する。

(9) 社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

《改正》平18法050

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

《改正》平11法087

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

《改正》平11法160

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

《改正》平11法160

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

《1項削除》平11法087

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

《改正》平11法087

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

《改正》平11法087

《改正》平13法106

《2項削除》平11法087

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

《改正》平11法087

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

《改正》平11法087

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《全改》平20法059

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

《追加》平20法059

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会

計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

《改正》平11法160

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

(1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

(2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

《改正》平11法160

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

社会教育センター年報 第37号



(発行)

東大阪市立社会教育センター

〒577-0056

東大阪市長堂一丁目17番29号

電話：06-6789-4100

FAX：06-6789-5212

E-mail：shakyocenter@city.higashiosaka.lg.jp